

新市スポ協第 295 号の2
令和 4 年 2 月 9 日

加盟団体会長 様
区スポーツ協会会長 様
スポーツ少年団代表者 様

公益財団法人新潟市スポーツ協会
専務理事 木津 茂

今後のスポーツ活動について（令和4年2月9日時点）

新潟市スポーツ振興課及び新潟市教育委員会より、別紙のとおり自粛期間の延長について通知がありました。

つきましては、新潟市と連携した感染拡大防止のため、貴団体において、下記の通り、活動の自粛にご協力いただくようお願いいたします。

記

1 活動休止期間 令和4年1月21日（金）～3月6日（日）

2 そ の 他

- ・感染拡大防止のため、以下のとおり学校開放事業と体育施設が休止となっています。

学校開放事業 令和4年1月20日（木）～3月6日（日）

市内体育施設 令和4年1月21日（金）～3月6日（日）

- ・今後の感染拡大状況等により、休止期間が延長される場合があります。
最新の情報は、本会ホームページで確認をお願いします。
- ・市外や県立施設において、市内の団体が活動を続けているケースも見受けられます。
感染拡大防止を図り、私たちの生活と命を守るという趣旨をご理解いただき、適切に対応していただくようお願いいたします。

公益財団法人新潟市スポーツ協会
TEL：025-266-8250 FAX：025-266-8332
Mail：info@niigatashi-sports.or.jp



新 第 5 3 3 号
新 地 教 推 第 7 3 6 号
令 和 4 年 2 月 9 日

公益財団法人 新潟市スポーツ協会
会長 中原 八一 様

文化スポーツ部スポーツ振興課長
教育委員会地域教育推進課長

新潟県に対する「まん延防止等重点措置」の適用を受けての
新潟市の対応の周知について（お願い）

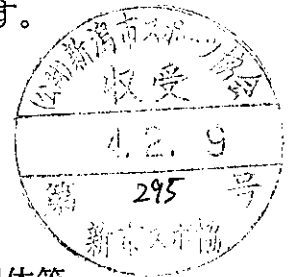
日ごろから、市民スポーツ活動の普及・振興にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。
先般、令和4年1月20日付新第513号及び新地教推第685号の文書で、標記のお願い
をしたところですが、未だ新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない状況にあり、本県に
対し「まん延防止等重点措置」の延長が決定される見込みです。

これを受け市では延長が決定した場合、部活動及び学校開放、スポーツ施設の休止を延長
します。

つきましては、学校教育以外の各団体等におけるスポーツ活動についても、部活動同様感
染拡大防止及び市民の安心安全を守る観点から、「まん延防止等重点措置」が適用される下
記期間において活動の自粛について協力くださるよう周知をお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年1月21日から3月6日まで
- 2 依 頼 先 市内各区のスポーツ協会、スポーツ少年団、各種競技団体等



<お問い合わせ先>

新潟市文化スポーツ部 スポーツ振興課 新井田
電話：025-226-2588
メール：sports@city.niigata.lg.jp

新潟市教育委員会 地域教育推進課 笠井
電話：025-226-3218
メール：chiiki.edu@city.niigata.lg.jp